



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年11月30日金曜日 第3032号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則.....(水産課)...1007

告 示

落札者等の告示.....(情報政策課)...1008

農用地利用配分計画の認可.....(農政課農地・担い手対策室)...1008

指定自立支援医療機関の指定(2件).....(健康増進課)...1008

指定自立支援医療機関の名称の変更.....(")...1009

指定自立支援医療機関の所在地の変更.....(")...1009

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....(水産課)...1009

都市計画の変更(一部変更)(6件).....(都市計画課)...1009

土地区画整理事業の換地処分.....(")...1010

土地改良区役員の就退任の届出.....(東予地方局農村整備課)...1010

道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....(東予地方局管理課)...1010

道路の供用開始(県道新居浜別子山線).....(")...1011

道路の区域変更(県道宇和三間線).....(南予地方局西予土木事務所)...1011

道路の供用開始(").....(")...1011

公 告

争議行為の通知の公表.....(労政雇用課)...1011

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....(選挙管理委員会)...1012

政治団体の届出事項の異動の届出.....(")...1012

政治団体の解散の届出.....(")...1013

資金管理団体でなくなった旨の届出.....(")...1013

政治団体の収支報告書の要旨の公表(2件).....(")...1013

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第52号

愛媛県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則を次のように定める。

平成30年11月30日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第10条第2項の規定に基づき、知事管理量(法第8条第2項に規定する知事管理量をいう。以下同じ。)に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(採捕の数量の告示)

第2条 知事は、管理期間(30キログラム未満のくろまぐろ(以下「小型くろまぐろ」という。))又は30キログラム以上のくろまぐろ(以下「大型くろまぐろ」という。)に係る知事管理量による管理の対象となる期間として管理計画(法第4条第1項の規定により知事が定める計画をいう。以下同じ。)において定める期間をいう。以下同じ。)ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする。

- (1) 小型くろまぐろ又は大型くろまぐろの採捕の数量が、管理計画に定める小型くろまぐろ又は大型くろまぐろの管理期間の知事管理量(管理計画において留保された数量を除く。)を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

- (2) 漁船漁業等（定置漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業、同条第5項第2号に規定する第2種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）及び愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第7条第20号に規定する小型定置網漁業をいう。以下同じ。）以外の漁業及び遊漁をいう。以下同じ。）に係る小型くろまぐろの採捕の数量が、管理計画に定める漁船漁業等に係る小型くろまぐろの管理期間の知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
- (3) 定置漁業に係る小型くろまぐろの採捕の数量が、管理計画に定める定置漁業に係る小型くろまぐろの管理期間の知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

（採捕の停止命令）

第3条 知事が前条の規定により同条各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨の告示をした場合には、当該告示に係る知事管理量に係る採捕を行う者は、当該告示の日の翌日から当該告示において知事が定める日までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

附 則

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1139号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年11月30日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
庁内LAN端末機（一般業務ネットワーク用）の借入れ（パーソナルコンピュータ3,769台）	愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成30年11月9日	NECキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号	6,801,494円（月額）	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項の規定による

○愛媛県告示第1140号

平成30年10月22日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成30年11月30日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
えひめ中央農業協同組合	愛媛県松山市千舟町八丁目128番地1	愛媛県松山市下難波甲1044番ほか86筆	83,929

池本竜次	愛媛県松山市別府町214番地1メルベージュ101	愛媛県松山市由良町174番2ほか1筆	2,538
株式会社アスタクリ	愛媛県松山市大橋町103番地4	愛媛県松山市小村町322番1ほか4筆	3,875
池本盛重	愛媛県松山市由良町744番地2	愛媛県松山市由良町乙9番1	841
竹田恵輔	愛媛県松山市竹原町一丁目2番地13アルファライブ市駅西505号	愛媛県松山市門田町丙165番	3,107
池本竜次	愛媛県松山市別府町214番地1メルベージュ101	愛媛県松山市由良町427番	1,474

2 認可年月日

平成30年11月21日

○愛媛県告示第1141号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年11月30日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
喜多医師会病院	大洲市東大洲1563番地1	一般社団法人喜多医師会	精神通院医療	平成30年7月15日
クオール薬局今治店	今治市北宝来町2-2-1	クオール株式会社	精神通院医療（薬局）	平成30年10月1日
クオール薬局四国中央店	四国中央市上分町783-1	クオール株式会社	精神通院医療（薬局）	平成30年10月1日
キッズ薬局山越店	松山市山越2丁目1番31号	総合メディカル株式会社	精神通院医療（薬局）	平成30年10月1日

レデイ薬局中萩店	新居浜市本郷三丁目5番15号	株式会社レデイ薬局	精神通院医療(薬局)	平成30年11月3日
----------	----------------	-----------	------------	------------

○愛媛県告示第1142号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年11月30日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社ギフト	松山市溝辺町甲704番地	訪問看護ステーションまわりみち	松山市溝辺町甲704番地	精神通院医療	平成30年11月1日

○愛媛県告示第1143号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成30年11月30日

愛媛県知事 中村時広

名称		変更年月日
変更前	変更後	
医療法人同心会西条中央病院	西条中央病院	平成30年11月1日

○愛媛県告示第1144号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成30年11月30日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
かもめ調剤薬局	八幡浜市沖新田1510番地164	八幡浜市昭和通1510番地164	平成30年10月1日

○愛媛県告示第1145号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成30年11月30日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成30年11月30日から12月13日まで

○愛媛県告示第1146号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年11月30日

愛媛県知事 中村時広

- 都市計画の種類及び名称
四国中央都市計画道路
3・2・1 塩谷川東線
- 都市計画を変更する土地の区域
 - 追加する部分 四国中央市川之江町、金生町下分、金生町山田井、上分町の各一部
 - 削除する部分 四国中央市川之江町、金生町下分、金生町山田井、上分町、妻鳥町の各一部

○愛媛県告示第1147号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年11月30日

愛媛県知事 中村時広

- 都市計画の種類及び名称
四国中央都市計画道路
3・5・4 新浜塩谷線
- 都市計画を変更する土地の区域
 - 追加する部分 四国中央市川之江町の一部
 - 削除する部分 四国中央市川之江町の一部

○愛媛県告示第1148号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年11月30日

愛媛県知事 中村時広

- 都市計画の種類及び名称
四国中央都市計画道路
3・5・7 中村山田井線
- 都市計画を変更する土地の区域
 - 追加する部分 四国中央市金生町山田井の一部
 - 削除する部分 四国中央市金生町山田井、金生町下分の各一部

○愛媛県告示第1149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
平成30年11月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

四国中央都市計画道路

3・4・1 三島枝村線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 四国中央市村松町の一部

○愛媛県告示第1150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
平成30年11月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

四国中央都市計画道路

3・5・9 三島中央線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 四国中央市寒川町、具定町、下柏町の各一部

○愛媛県告示第1151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
平成30年11月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

四国中央都市計画道路

3・5・6 中曽根下柏線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 四国中央市中曽根町、上柏町、下柏町の各一部

○愛媛県告示第1152号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、東温市志津川土地区画整理組合理事長武智由貴から次のとおり換地処分した旨の届出があった。

平成30年11月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 土地区画整理事業の名称

松山広域都市計画事業志津川土地区画整理事業

2 施行区域

東温市志津川字繪図分、字下窪及び字市楽の全部並びに字拂川、字千田窪、字追出、字踊田、字垣之内、字荒馬、字野中、字夏梅、字大原、字万能、字玉分、字小宮、字泓田、字川崎及び字花畑の各一部

3 換地処分年月日

平成30年10月15日

○愛媛県告示第1153号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市古川乙土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年11月30日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 木 徹	西条市古川甲25番地 3
"	石 川 公 三	西条市禎瑞656番地
"	伊 東 恵 一	西条市古川乙25番地 1
"	近 藤 一 雄	西条市中野甲310番地
"	白 石 充	西条市禎瑞929番地
"	真 木 秀 明	西条市古川乙251番地
"	三 崎 悦 美	西条市禎瑞402番地 3
"	小 山 眞 吾	西条市港363番地
監 事	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	小 山 満 信	西条市古川乙262番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 木 徹	西条市古川甲25番地 3
"	石 川 公 三	西条市禎瑞656番地
"	石 川 孝	西条市古川乙53番地 5
"	伊 東 恵 一	西条市古川乙25番地 1
"	加 藤 一 彦	西条市禎瑞612番地
"	近 藤 一 雄	西条市中野甲310番地
"	白 石 清 和	西条市禎瑞929番地
"	関 子 一 義	西条市禎瑞297番地 1
"	広 瀬 司	西条市古川乙43番地 2
"	真 木 秀 明	西条市古川乙251番地
"	三 崎 悦 美	西条市禎瑞402番地 3
"	小 山 眞 吾	西条市港363番地
監 事	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	小 山 満 信	西条市古川乙262番地 2

○愛媛県告示第1154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番227から 同字乙555番186まで	旧	メートル 4.5～17.2	キロメートル 0.185	
			新	8.0～17.2	0.185	

○愛媛県告示第1155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領スズ尾344番102から 同字344番81まで	平成30年11月30日
”	”	新居浜市別子山字別子山乙555番227から 同字乙555番186まで	”

○愛媛県告示第1156号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和三間線	西予市宇和町下川3136番4から 同町下川3137番まで	旧	メートル 9.9～12.7	キロメートル 0.029	
		西予市下川3136番5から 同町下川3137番2まで	新	12.4～13.7	0.029	

○愛媛県告示第1157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	西予市宇和町下川3136番5から 同町下川3137番2まで	平成30年11月30日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長水野満夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成30年11月19日あったので公表する。

平成30年11月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 (1) 平成30年度年末一時金に関する事項
- (2) 組合員の福利厚生ならびに事業所で発生した事項に関する事項
- (3) その他未解決事項の早期解決に関する事項

2 日時 平成30年12月3日正午より本問題が解決に至る間
 3 場所

公益財団法人 正光会宇和島病院 | 宇和島市柿原1280番地

病 院 名	所 在 地
公益財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成30年11月30日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
立憲民主党愛媛県連合	武内 則 男	福 田 剛	今治市旭町一丁目5 - 4	平成30年9月11日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
かたひらえみ後援会	谷 井 実	安 藤 秀 夫	新居浜市松木町2 - 4	平成30年9月19日
中野たいせい後援会	中 野 泰 誠	中 野 敬	松山市大街道三丁目6 - 2	平成30年9月19日
愛媛の明日を切り拓く会	横 山 博 幸	倉 本 恭 子	東温市田窪2060 - 13	平成30年10月10日
日本憲成会	栗 原 浩 二	和 田 正	新居浜市港町4 - 152	平成30年10月10日

○愛媛県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成30年11月30日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
自由民主党愛媛県生活衛生営業支部	大 森 利 夫	会 計 責 任 者	大 原 理 延	猪 谷 英 行	平成29年5月8日
自由民主党愛媛県松山市第六支部	寺 井 輝 子	代 表 者	寺 井 輝 子	寺 井 修	平成30年7月21日
公明党東予東総支部	藤 原 雅 彦	主たる事務所の所在地	新居浜市星越町1 - 26	新居浜市桜木町16 - 95	平成30年9月15日
		代 表 者	藤 原 雅 彦	真 木 増 次 郎	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
鈴木としひろ後援会	安 倍 司	代 表 者	安 倍 司	藤 井 保	平成30年8月23日
愛媛県獣医師連盟	寺 町 光 博	主たる事務所の所在地	松山市三番町6丁目1 - 8	松山市三番町四丁目4 - 7	平成30年10月1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成30年11月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
増元久男後援会	増元久男	平成29年3月31日
佐伯まさお後援会	池川良徳	平成29年11月30日
希望の党愛媛県衆議院第3選挙区支部	白石洋一	平成30年5月7日
自由民主党愛媛県松山市第六支部	寺井輝子	平成30年8月27日
自由民主党愛媛県第三選挙区支部	白石寛樹	平成30年8月31日
真木増次郎後援会	真木増次郎	平成30年9月6日
伊藤宏太郎後援会	神野顕彰	平成30年9月20日
宏山会	伊藤宏太郎	平成30年9月20日
富永きよを応援する会	大原和奏	平成30年10月16日

○愛媛県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成30年11月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
真木増次郎	真木増次郎後援会	平成30年9月6日
伊藤宏太郎	宏山会	平成30年9月20日

○愛媛県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成30年11月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

(1) 平成29年分

ア 政党支部

政治団体の名称 希望の党愛媛県衆議院第3選挙区支部
国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る

国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 白石 洋一

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 H30.4.4

1 収入総額	3,000,000円
本年収入額	3,000,000円
2 支出総額	2,685,999円
3 翌年繰越額	314,001円
4 本年収入の内訳	
寄附	3,000,000円
個人分	3,000,000円
5 寄附の内訳	
(個人分)	
白石 洋一	3,000,000円 西条市
6 支出の内訳	
經常経費	2,496,182円
人件費	1,273,877円
光熱水費	25,887円
備品・消耗品費	672,166円
事務所費	524,252円
政治活動費	189,817円
組織活動費	76,571円
機関紙誌の発行その他の事業費	113,246円
宣伝事業費	113,246円

政治団体の名称 自由民主党愛媛県第三選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る

国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 白石 寛樹

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 H30.9.14

1 収入総額	28,894,030円
前年繰越額	4,444,030円
本年収入額	24,450,000円
2 支出総額	22,539,167円
3 翌年繰越額	6,354,863円
4 本年収入の内訳	
寄附	2,450,000円
個人分	300,000円
政治団体分	2,150,000円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	22,000,000円
自由民主党本部	22,000,000円
5 寄附の内訳	
(個人分)	
水野 誠大	200,000円 新居浜市
年間5万円以下のもの	100,000円
(政治団体分)	
日本医師連盟	500,000円 東京都文京区
全国中小企業政治協会	70,000円 東京都中央区
愛媛県医師連盟	1,100,000円 松山市
日本商工連盟	100,000円 東京都中央区
全日本トラック事業政治連盟	300,000円 東京都新宿区
年間5万円以下のもの	80,000円

6 支出の内訳	
經常経費	13,154,516円
人件費	9,699,410円
光熱水費	38,169円
備品・消耗品費	1,828,064円
事務所費	1,588,873円
政治活動費	9,384,651円
組織活動費	814,087円
選挙関係費	8,000,000円
機関紙誌の発行その他の事業費	570,564円
機関紙誌の発行事業費	140,415円
宣伝事業費	430,149円

政治団体の名称 **自由民主党愛媛県松山市第六支部**

報告年月日 H30.3.30

1 収入総額	4,621,059円
前年繰越額	175,057円
本年収入額	4,446,002円
2 支出総額	4,600,095円
3 翌年繰越額	20,964円
4 本年収入の内訳	
寄附	2,490,000円
団体分	2,490,000円
借入金	800,000円
寺井 修	800,000円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1,156,000円
自由民主党愛媛県支部連合会	1,156,000円
その他の収入	2円
1件10万円未満のもの	2円

5 寄附の内訳

(団体分)

くるしま運送	120,000円	今 治 市
四国開発フェリー	120,000円	西 条 市
だいたい運送	120,000円	八 幡 浜 市
岡田印刷	120,000円	松 山 市
日栄商事	120,000円	松 山 市
小富士運送	120,000円	松 山 市
愛媛阪神ライン	120,000円	松 山 市
伊予商運	120,000円	伊 予 郡 松 前 町
丸温松山中央青果	120,000円	松 山 市
ミネルワ会	250,000円	松 山 市
南海産業	120,000円	松 山 市
松山吉忠	120,000円	松 山 市
小林建設工業	120,000円	松 山 市
サニクリーン四国	120,000円	松 山 市
愛媛県環境開発センター	120,000円	松 山 市
八久茂	80,000円	松 山 市
パイレイ	240,000円	松 山 市
中田運送	120,000円	松 山 市
上野昆布	120,000円	松 山 市

6 支出の内訳	
經常経費	2,492,872円
人件費	818,920円

光熱水費	25,511円
備品・消耗品費	439,597円
事務所費	1,208,844円
政治活動費	2,107,223円
組織活動費	1,707,223円
その他の経費	400,000円

イ 資金管理団体

政治団体の名称 **宏山会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 伊藤 宏太郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類 西条市長

報告年月日 H30.3.27

1 収入総額	15,153円
前年繰越額	15,153円
2 支出総額	0円
3 翌年繰越額	15,153円
4 資産等の内訳	
借入金 伊藤 宏太郎	5,500,000円

政治団体の名称 **真木増次郎後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 真木 増次郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類 新居浜市議会議員

報告年月日 H30.3.29

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

ウ その他の団体

政治団体の名称 **伊藤宏太郎後援会**

報告年月日 H30.3.27

1 収入総額	65,549円
前年繰越額	65,549円
2 支出総額	46,878円
3 翌年繰越額	18,671円
4 支出の内訳	
經常経費	46,878円
事務所費	46,878円

○愛媛県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定に基づき、同法第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成30年11月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

政治団体の収支報告書の要旨

第17条関係

(1) 平成30年中解散に係るもの

ア 政党支部

政治団体の名称 **希望の党愛媛県衆議院第3選挙区支部**

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る

国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 白石 洋一

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 H30.7.5 (H30.5.7解散)

1 収入総額	5,314,003円
前年繰越額	314,001円
本年收入額	5,000,002円
2 支出総額	5,314,003円
3 本年收入の内訳	
寄附	2,000,000円
個人分	2,000,000円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	3,000,000円
希望の党	3,000,000円
その他の収入	2円
1件10万円未満のもの	2円
4 寄附の内訳	
(個人分)	
白石 洋一	2,000,000円 西条市
5 支出の内訳	
経常経費	4,170,974円
人件費	2,325,956円
光熱水費	66,533円
備品・消耗品費	697,502円
事務所費	1,080,983円
政治活動費	1,143,029円
組織活動費	219,301円
機関紙誌の発行その他の事業費	618,120円
宣伝事業費	618,120円
寄附・交付金	305,608円

政治団体の名称 自由民主党愛媛県第三選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 白石 寛樹

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 H30.9.14 (H30.8.31解散)

1 収入総額	7,534,863円
前年繰越額	6,354,863円
本年收入額	1,180,000円
2 支出総額	7,534,863円
3 本年收入の内訳	
寄附	1,180,000円
政治団体分	1,180,000円
4 寄附の内訳	
(政治団体分)	
志公会	1,180,000円 東京都千代田区
5 支出の内訳	
経常経費	2,567,492円
人件費	2,267,492円
事務所費	300,000円
政治活動費	4,967,371円
寄附・交付金	4,967,371円

政治団体の名称 自由民主党愛媛県松山市第六支部

報告年月日 H30.8.27 (H30.8.27解散)

1 収入総額	2,205,965円
--------	------------

前年繰越額	20,964円
本年收入額	2,185,001円
2 支出総額	2,205,965円
3 本年收入の内訳	
寄附	1,485,000円
団体分	1,485,000円
借入金	700,000円
寺井 修	700,000円
その他の収入	1円
1件10万円未満のもの	1円
4 寄附の内訳	
(団体分)	
四国開発フェリー	120,000円 西条市
岡田印刷	120,000円 松山市
日栄商事	120,000円 松山市
小富士運送	120,000円 松山市
愛媛阪神ライン	120,000円 松山市
伊予商運	120,000円 伊予郡松前町
丸温松山中央青果	120,000円 松山市
ミネルワ会	125,000円 松山市
南海産業	60,000円 松山市
松山吉忠	60,000円 松山市
小林建設工業	60,000円 松山市
サニククリーン四国	60,000円 松山市
愛媛県環境開発センター	60,000円 松山市
バイレイ	60,000円 松山市
中田運送	60,000円 松山市
上野昆布	60,000円 松山市
年間5万円以下のもの	40,000円

5 支出の内訳	
経常経費	1,763,720円
人件費	586,700円
光熱水費	18,465円
備品・消耗品費	178,080円
事務所費	980,475円
政治活動費	442,245円
組織活動費	442,245円

イ 資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く。)

政治団体の名称 宏山会

資金管理団体の届出をした者の氏名 伊藤 宏太郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類 西条市長

報告年月日 H30.9.20 (H30.9.20解散)

1 収入総額	15,153円
前年繰越額	15,153円
2 支出総額	15,153円
3 支出の内訳	
経常経費	15,153円
人件費	15,153円

政治団体の名称 真木増次郎後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 真木 増次郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類 新居浜市議会議員

報告年月日 H30.9.18 (H30.9.6解散)

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

ウ その他の政治団体政治団体の名称 **伊藤宏太郎後援会**

報告年月日 H30.9.20 (H30.9.20解散)

1 収入総額	18,671円
前年繰越額	18,671円
2 支出総額	18,671円
3 支出の内訳	
経常経費	18,671円
人件費	18,671円

政治団体の名称 **富永きよを応援する会**

報告年月日 H30.10.16 (H30.10.16解散)

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

(2) 平成29年中解散に係るもの**ア その他の政治団体**政治団体の名称 **佐伯まさお後援会**

報告年月日 H30.10.26 (H29.11.30解散)

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

政治団体の名称 **増元久男後援会**

報告年月日 H30.10.5 (H29.3.31解散)

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円